札幌医科大学医学部動物実験施設管理運営規程

平成19年４月１日規程第178号

第1章　総則

（目的）

第１条　この規程は、札幌医科大学医学部動物実験施設（以下「動物施設」という。）における安全管理体制を明確にし、実験動物による事故を防止するとともに効率的な利用を促進することにより本学の医学教育及び研究の進展に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　実験動物　動物実験等の利用に供するため、飼養又は保管しているすべての動物（飼養保管施設に導入するため搬送中のものを含む。）をいう。

(2)　実験等　動物を利用して実験、研究及び教育を行うことをいう。

(3)　実験実施者　実験等を行う者（学生実習においては担当教員）をいう。

(4)　飼育等従事者　動物施設の職員で検疫又は飼育、飼養若しくは保管（以下「飼育等」という。）の業務に従事する者をいう。

(5)　施設安全管理者　実験動物及び動物施設の安全管理責任者をいう。

第２章　安全管理体制

（施設安全管理者）

第３条　施設安全管理者は、動物実験施設部長（以下「部長」という。）の職にある者をもって充てる。

（副施設安全管理者）

第４条　施設安全管理者の職務を補助させるため、副施設安全管理者を置く。

２　前項の副施設安全管理者は、動物実験施設部副部長（以下「副部長」という。）の職にある者をもって充てる。

（副施設安全管理者の職務）

第５条　副施設安全管理者は、施設安全管理者の命を受け、動物施設における事故防止を図るため動物施設を使用する実験実施者に対する教育を行い、動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）等の関係法令並びにこの規程及びこの規程により定められた細則の実施を確保する。

第３章　動物実験施設管理運営委員会

（設置）

第６条　動物施設の管理運営に関する事項を審議するために動物実験施設管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織）

第７条　委員会は、動物実験施設部の部長、副部長及び主任技師並びに医学部長の指名する委員若干名をもって組織する。

（委員の任期）

第８条　前条に定める委員のうち医学部長の指名する委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

２　欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第９条　委員会に委員長を置き、部長たる委員をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは､委員長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（審議事項）

第10条　委員会は、次の事項を審議する。

(1)　動物施設の管理及び運営の基本に関すること。

（会議）

第11条　委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長はその議長となる。

２　委員長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第12条　委員会の庶務は、事務局学務事務部学務課において処理する。

第４章　動物実験施設の使用等

（動物施設への立入り）

第13条　実験等のため実験実施者が動物施設を使用する場合の許可は、施設安全管理者が行うものとする。又、実験等以外の目的での立入許可についても同様とする。

２　施設安全管理者は、初めて動物施設を利用する実験実施者に許可を行うときは、当該実験実施者が採血を受けていること、並びに実験動物に関する一般知識及び実験室の使用方法についての講習を受講したことを確認しなければならない。

（実験動物の受入れ）

第14条　本学医学部以外の実験研究機関等から実験動物を受け入れる場合の許可は、施設安全管理者が行うものとする。

第５章　安全確保の措置

（危害の防止）

第15条　施設安全管理者は、飼育、実験等に関係のない者が動物施設内の実験動物に接することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

２　施設安全管理者は、実験実施者に対し実験動物の取扱方法についての情報を提供するものとする。

３　施設安全管理者は、実験動物が脱出しないように対策を講じ、事故の防止に努めるものとする。

（病原微生物等の進入防止）

第16条　施設安全管理者は、病原微生物等が進入し、実験動物に感染することのないよう適正な施設環境の保持に努めなければならない。

（危険時の措置）

第17条　施設安全管理者は、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急の措置を定め、非常災害が発生したときは、速やかに実験動物を保護するとともに、実験動物による事故の防止に努めるものとする。

第６章　実験動物の保有する病原微生物等による感染発病者の発見及び措置

（健康診断）
第18条　施設安全管理者は、実験動物の保有する病原微生物等に感染した者の有無を確認するため、実験実施者及び飼育等従事者に対し12月ごとに１回特別健康診断を行うものとする。
２　前項の特別健康診断は、北海道公立大学札幌医科大学安全衛生管理規程（平成19年規程第31号）に基づいて実施される特別健康診断を受診することにより実施されたものとする。
３　施設安全管理者は、前項により実施された特別健康診断の結果を記録し、保存するものとする。
（疑似患者発生時の措置）
第19条　施設安全管理者は、実験実施者及び飼育等従事者が実験動物の保有する病原微生物等に感染した疑いがあり、類似の症状を呈した場合の措置について、あらかじめ対策を講じておくものとする。
（疾病診断確定時の措置）
第20条　施設安全管理者は、実験動物が保有する病原微生物等が発生の原因であると確定した場合の措置について、あらかじめ対策を講じておくものとする。
（血清の保存）
第21条　施設安全管理者は、初めて動物施設を使用する実験実施者及び飼育等従事者の採血を行い、その血清を保存するものとする。

第７章　報告義務

（報告）
第22条　施設安全管理者は、実験動物の保有する病原微生物等により発病した疑いのある者及び患者が発生した場合は、速やかに医学部長に報告するものとする。

第８章　雑則

（連絡委員）
第23条　動物施設の管理運営に関する伝達事項を周知徹底させるため、講座等に連絡委員を１人置く。
２　連絡委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された場合の任期は、前任者の残任期間とする。
（その他）
第24条　この規程に定めるもののほか動物施設の使用に関する必要な細則は、別に医学部長が定めるものとする。

附　則

１　この規程は平成19年４月１日から施行する。
２　札幌医科大学医学部動物実験施設管理運営規程（平成５年３月31日医大総第1357号。以下「旧規程」という。）第７条の規定に基づき任命された委員は、この規定に基づき任命されたものとみなす。この場合において、その者の任期は、第８条の規定にかかわらず、旧規程に基づき付された任期の始期から起算する。

附　則（平成20年１月17日規程第211号）

この規程は、平成20年１月17日から施行する。